

仕様書

1 件名

長期継続契約国民健康保険事務用プリンタ賃貸借契約

2 契約方法

賃貸借契約とし、賃貸借料については、毎月均等払いとする。

賃貸借料金には、機器の設置及び機器を正常な状態で作動させるための設定・保守に係る費用を含むものとする。

賃貸借期間は令和8年2月1日から令和13年1月31日とする（長期継続契約）。

3 機器構成

項目1	項目2	規格等	数量	設置場所
プリンター	レーザー プリンター	RICOH P 6510 (550枚増設トレイ3式)	1	健康保険課
		RICOH P 6520 (550枚増設トレイ2式)	2	健康保険課
	RICOH P 6510		11	• 健康保険課 3台 • 市民登録課、都南総合支所、玉山総合事務所 各2台 • 青山支所、西口サービスセンター 各1台
		RICOH P 6510 サポートパック5年 定期交換部品含む	12	
		RICOH P 6520 サポートパック5年 定期交換部品含む	2	

4 納入・運用要件

- (1) 搬入、設置、庁内ネットワークとの接続、通信確認及びアプリケーション動作のための各種設定を行うこと。
- (2) 納入に際して、庁内ネットワークに接続して使用するために必要な設定（セキュリティ等）を情報企画課が実施するので、情報企画課と事前に協議の上作業すること。
- (3) 故障が生じた場合、速やかに正常な状態で作動するよう回復されること。また、保守業務に係る消耗品及び故障箇所修復に係る部品の費用は、受注者の負担とすること。
- (4) 賃貸借期間終了後、機器の引き上げ（搬出・撤去）は受注者が行うこと。また、機器に格納されていたデータは、復元ソフトウェア等を用いても抽出できないよう物理的な手段を用いて完全に消去すること。
- (5) その他疑義が生じた場合は、発注者（担当者）と相談すること。